

障がい福祉サービス

社会福祉協議会

しゃきょうの  
ホームヘルプサービス  
ガイドヘルプサービス  
利用のご案内

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)



滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所

滝川市明神町1丁目5番29号 滝川市総合福祉センター2階

☎ 24-2351



## 居宅介護

### ◎身体介護

ホームヘルパーがご家庭に訪問して必要な身体的介護を行います。



食事介助



排せつ介助



衣類の着脱介助



身体の清拭



入浴介助



身体整容(爪切り等)



体位変換



服薬介助・水分補給

### ◎家事援助

ホームヘルパーがご家庭に訪問して必要な日常生活の援助を行います。



洗濯



掃除・ゴミ出し



調理



生活必需品の買い物



ベッドメイク



薬の受け取り※1



衣類の整理・被服の補修



育児支援 ※2

※1「薬の受け取り」は、本人が受診して医師から交付された処方箋により、ホームヘルパーが薬局に薬を受け取りに行きます。

※2「育児支援」は、育児中の障がい者(親)の方が対象で、養育を支援するものです。

### ◎通院等介助

病院に定期的に通院するときなどの場合に、車両への乗降の介助、通院先での受診の手続き、その他通院・訪問に伴う、屋内外における比較的時間を要する介助(おおむね30分以上)を行います。





## 重度訪問介護

重度の肢体不自由の方で常時介護を要する方に対して、ホームヘルパーがご家庭に訪問して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。



## 行動援護

行動上著しい困難がある方(知的障がいまたは精神障がいの方、障がい児は小学生以上)に対して、外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。



## 同行援護・移動支援

屋外での移動が困難な方(視覚障がい、肢体障がい、知的障がい、精神障がいの方、障がい児は小学生以上)に対して必要な支援を行います。

社会生活上必要不可欠な外出の例



余暇活動等の社会参加のための外出の例



- 利用者さま本人以外の方のための調理・洗濯・買物や、利用者さま本人が使用する居室以外の掃除など、サービスを利用できないものもございますので、詳しくはお問合せください。

※ サービスの利用を希望される方は、滝川市福祉課 障害・福祉担当の窓口にお問合せください。  
☎ 28-8022(直通)



北海道内  
社会福祉協議会  
イメージキャラクター

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり 社会福祉協議会

平成23年12月